



介護予防や生活支援事業に使用する機能訓練室

平成29年 第2回定例会 会期 6月6日(火)～8日(木)

- 6/6** 一般質問
中野議員・鈴木議員 (P 4)
南雲議員・田代議員 (P 5)
小澤議員・石内議員 (P 6)
飯田議員・齋藤議員 (P 7)
- 6/7** 一般質問
平野議員 (P 8)
議案審議
議案7件(条例、補正予算)
議案審査
委員会1件(条例)
- 6/8** 議案審議等
委員会報告1件(条例)、議案2件(指定管理者、補正予算)、同意8件(農業委員)、各種報告などが行われ、閉会しました。

第2回定例会は、6月6日から8日までの3日間の会期で開催されました。条例(新設2件・一部改正3件)、補正予算3件、指定管理者1件、同意8件を審議し、可決・同意しました。

ここでは、産業厚生常任委員会に付託された「議案第21号 松田町介護予防・生活支援拠点施設の設置及び管理に関する条例」についての主な審査の概要を掲載します。

産業厚生常任委員会で審査

松田町介護予防・生活支援拠点施設の設置及び管理に関する条例

この条例は、6月7日に上程され、新設条例であることやこの施設は介護予防・生活支援拠点施設と谷戸地域集会所の機能を併せ持つことから、産業厚生常任委員会へ付

託されました。委員会は、福祉課職員出席のもと審査し、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定し、8日の本会議で委員会報告を行い、賛成全員で可決されました。委員会の審査概要は次のとおりです。

【質】 介護予防・生活支援拠点施設と谷戸地域集会所の併用は可能か。
【答】 補助金の関係で厚生

労働省の財産処分承認基準があり、施設の業務時間外の時間帯や休日を利用し、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に他用途に使用する場合は、財産処分には該当しません。

【質】 介護予防・生活支援拠点施設の条例で、開館時間を午前9時から午後5時とし、また、施行規則に休館日と施設の利用時間外の取り扱いを定めていますので、併用は可能ですか。

【質】 介護予防・生活支援拠点施設と谷戸地域集会所の併用になるが、地元の谷戸自治会との話し合いはできているのか。

【答】 事業予定や施設全体を自治会が使うことも可能である等の話し合いをしました。町の事業は、事前に調整するので、利用が可能になります。

【質】 機能訓練室で町が介護事業を行っているとき、会議室を谷戸自治会が使用することはできるのか。

産業厚生常任委員会報告書(抜粋)

審査の内容

この条例は、国の交付金事業で建設された介護予防・生活支援拠点施設のため、従来の「地域集会所等の設置及び管理に関する条例」との相違点を中心に質疑を行いました。

また、介護予防や生活支援の実施計画について、自治会と調整されていることを確認しました。

審査の結果、施設を運営するために必要なものであるため、次の項目について、強く申し入れをして原案のとおり賛成することとしました。

- (1) 新たな地域の拠点施設として、先進的なモデル事業を導入しているので、介護予防や日常生活に対する支援について積極的に取り組むこと。
- (2) 従来の地域集会所としての機能を併せ持つことから、自治会との連携により双方の機能を最大限活用できる施設とすること。

【答】 使用は可能です。なお、機能訓練室も町が使用してなければ、自治会も使用できます。

【質】 介護予防・生活支援拠点施設の事業計画はどうなっているのか。

【答】 呼吸法機能訓練を毎週水曜日の午前中ということで年間32回、各種介護予防等講座・講演会等を2から3ヶ月に1回ぐらいい、地域の茶の間活動も実施する予定です。

【質】 呼吸法機能訓練は、1回何人くらいか。

【答】 1回あたり13人から15人を予定しています。町の保健師が1人から2人と理学療法士がついて実施します。

【質】 相談室があるが、相談記録等のプライバシーは守られるのか。

【答】 個人情報に当たるものは、相談室に保管しないよう運用の中で行う予定です。